

■（障害児通所支援）令和3年度報酬改定に伴い新設、要件変更となった加算項目等一覧表（様式等変更を含む）

※加算の概要は、告示内容を抜粋して記載しているに留まるため、加算の算定に当たっては、告示及び留意事項通知を必ず確認の上、該当するか否かを判断してください。

はR3.4.15までに指導監査課へ提出が必要な加算です。

#	サービス種別	加算・減算項目名	変更ポイント	加算の概要等	左記内容における留意事項	必要書類	
						様式番号	書類名
-	全サービス	-	-	※全加算届について提出必須		○ 様式第6号 ○ 別紙1 ○ 参考様式5	障害児通所給付費算定に係る体制等に関する届出書 障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
	(1)	基本報酬	・報酬区分の一部変更 ★医療的ケア区分に該当する対象児は受給者証に記載されます。	児童発達支援事業所（非重心）において、看護職員を配置して医療的ケア児に医療的ケアを提供しつつ児童発達支援を提供したときに、医療的ケア児の医療的ケアの新判定スコアの点数に応じて段階的に評価を行う。 ・医療的ケア区分に非該当 ・新判定スコアが3～15点（医療的ケア区分1） ・新判定スコアが16～31点（医療的ケア区分2） ・新判定スコアが32点以上（医療的ケア区分3）	新判定スコアに関しては別途障がい福祉課より通知いたします。	○ 別紙2	報酬算定区分に関する届出書（児童発達支援）
						△ 別紙2-1	（別添）医療的ケア区分に応じた基本報酬の算定に関する届出書
	(2)	児童指導員等加配加算	・加算区分（Ⅱ）の廃止 →「専門的支援加算」に変更	常時見守りが必要な障害児に対する支援及びその障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等の支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士もしくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職、児童指導員、手話通訳士、手話通訳者若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者またはその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合	異なる職種で常勤換算を満たす場合の取扱い 理学療法士等の加算を算定するに当たっては、理学療法士等を1名以上配置（常勤換算による算定）する必要がある。このとき、理学療法士と作業療法士等異なる職種の配置により常勤換算で1名以上とする事も可能とする。 なお、理学療法士等と児童指導員等のように、算定する報酬区分が異なる場合は、以下のとおりとする。 ・理学療法士等と児童指導員等により常勤換算で1名以上とする場合 児童指導員等の報酬を算定。 ・理学療法士等とその他の従業者により常勤換算で1名以上とする場合 その他の従業者の報酬を算定。 ・児童指導員等とその他の従業者により常勤換算で1名以上とする場合 その他の従業者の報酬を算定。	○ 別紙4	児童指導員等加配加算及び専門的支援加算に関する届出書
						○ -	資格証または研修修了証の写し
	(3)	専門的支援加算	・新たに創設 ※児童指導員等加配加算（Ⅱ）から移行	理学療法士等（保育士にあっては、保育士として5年以上児童福祉事業に従事した者に限る）及び児童指導員（児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事した者に限る）による支援が必要な障害児に対する支援及びその障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等の専門的な支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数（児童指導員等加配加算を算定している場合は、当加算の算定に必要な従業者の員数を含む）に加え、理学療法士等又は児童指導員を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合	指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスの多機能型事業所では、指定放課後等デイサービスに従事している時間も、常勤換算に含めることができるものとする。 異なる職種により常勤換算で1名以上配置する場合の取扱いは本表、児童発達支援の（2）を準用する。 なお、児童指導員等加配加算とは異なり、本加算では、保育士及び児童指導員については、5年以上児童福祉事業に従事した経験が必要となる点に留意されたい。 また、本加算は、通所支援計画を作成していない場合、当該作成していない障害児については算定できないこととする。	○ 別紙4	専門的支援加算に関する届出書
						○ -	資格証または研修修了証の写し
						○ -	実務経験証明書
(4)	看護職員加配加算	・加算区分（Ⅲ）の廃止 ・加算区分（Ⅰ）（Ⅱ）における加算要件の一部変更（対象要件の変更）	【加算区分（Ⅰ）】以下の要件を満たすこと ・主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センター又は主として重症心身障害児を通わせる児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設にあっては、指定通所基準に定める員数に加え、看護職員を1名以上配置し、医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアを合計した数が40点以上である施設において、重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合 ・医療的ケアが必要な障害児に対して支援を提供することができる旨をインターネット等により公表していること 【加算区分（Ⅱ）】以下の要件を満たすこと ・主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センター（又は主として重症心身障害児を通わせる児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設）にあっては、指定通所基準に定める員数に加え、看護職員を2名以上配置し、医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアを合計した数が72点以上である施設において、障害児（法第6条の2の2第2項の施設については、重症心身障害児）に対し指定児童発達支援を行った場合 ・医療的ケアが必要な障害児に対して支援を提供することができる旨をインターネット等により公表していること	加算区分（Ⅰ）及び（Ⅱ）については、いずれか1つを算定するものであること。 加算区分（Ⅰ）及び（Ⅱ）における障害児の医療的ケアスコアの合計の点数の算出方法については、以下のとおり取り扱うこととする。 ア 当該年度の前年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の医療的ケア児の利用日数と医療的ケアスコアを用いる。 イ 当該指定児童発達支援事業所を利用する医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアに、当該医療的ケア児の当該年度の前年度の延べ利用日数を乗じ、当該数を当該前年度の開所日数で除して得た点数とする。 なお、この割合の算出に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。 ウ 児童発達支援と放課後等デイサービスの多機能型事業所における医療的ケア児については、医療的ケアスコアを合算して算出すること。	○ 別紙5	看護職員加配加算に関する届出書	
					○ -	資格証の写し	
					○ -	医療的ケアの判定スコアが分かるものの写し	
					○ -	公表した内容が分かる掲示物またはホームページ等の写し	
(5)	福祉専門職員配置等加算	・対象要件の変更 ※「障害福祉サービス経験者」を対象者から削除	【加算区分（Ⅰ）】 指定通所基準第5条若しくは第6条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は基準第54条の2第1号、第54条の3第2号若しくは第54条の4第4号の規定により置くべき従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が35/100以上である場合 【加算区分（Ⅱ）】 加算区分（Ⅰ）の要件のうち、資格を持つ者の割合が25/100以上である場合 【加算区分（Ⅲ）】 (1)基準第5条若しくは第6条の規定により置くべき児童指導員若しくは保育士として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている者の割合が75/100以上である場合 (2) ※変更なし		○ 別紙6	福祉専門職員配置等加算に関する届出書（平成30年4月以降）	
					○ 別紙6-1	福祉専門職員配置状況一覧表	
					△ -	資格証の写しまたは実務経験証明書	
					△ -	実務経験証明書	
(6)	送迎加算	・対象者要件の一部変更	【障害児（重症心身障害児を除く）に対して行う場合】 ※ 注1省略 注1の2 送迎加算（注1）及び医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定している指定放課後等デイサービス事業所において、喀痰吸引等が必要な障害児に対して看護職員を伴い送迎を行う場合に算定を行うものであること。	医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定している指定児童発達支援事業所において、対象となる障害児は基本的には医療的ケア児を想定しているが、令和3年4月から令和4年6月までの間は、医療的ケアスコアの判定がされていない場合があるため、医療的ケアスコアの判定がされていない場合についても、特定行為が必要な障害児については対象として差し支えない。	○ 別紙10	送迎加算に関する届出書（重症心身障害児）	
					○ -	送迎者一覧	
(7)	家庭連携加算	・回数の変更	家族支援の充実を図るため、訪問支援特別加算を家庭連携加算に統合し月4回を限度とする。				

■（障害児通所支援）令和3年度報酬改定に伴い新設、要件変更となった加算項目等一覧表（様式等変更を含む）

※加算の概要は、告示内容を抜粋して記載しているに留まるため、加算の算定に当たっては、告示及び留意事項通知を必ず確認の上、該当するか否かを判断してください。

はR3.4.15までに指導監査課へ提出が必要な加算です。

#	サービス種別	加算・減算項目名	変更ポイント	加算の概要等	左記内容における留意事項	必要書類	
						様式番号	書類名
1	児童発達支援	(8) 事業所内相談支援加算	・回数、対象要件の変更	<p>【加算区分（Ⅰ）】</p> <p>あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、障害児及びその家族等に対して、障害児への療育に関する相談援助を行った場合（次のア又はイに該当する場合は除く）に月1回に限り、算定するものであること。</p> <p>ア 相談援助が30分に満たない場合</p> <p>イ 同一日に相談援助を行い、家庭連携加算又は事業所内相談支援加算（Ⅱ）を算定している場合</p> <p>【加算区分（Ⅱ）】</p> <p>あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、障害児及びその家族等に対して、障害児への療育に関する相談援助を、当該障害児以外の障害児及びその家族等と合わせて行った場合（次のア又はイに該当する場合は除く。）に月1回に限り、算定するものであること。</p> <p>ア 相談援助が30分に満たない場合</p> <p>イ 同一日に相談援助を行い、家庭連携加算又は事業所内相談支援加算（Ⅰ）を算定している場合</p> <p>（二）グループの人数は2名から8名までとする。なお、障害児及びその家族等が、同一世帯から複数人参加する場合は、1として数えるものとする。</p>	<p>・相談援助を行った場合は、相談援助を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を行うこと。</p> <p>・相談援助を行うに当たっては、必ずしも事業所内で行う必要はないが、障害児及びその家族等が相談しやすい周囲の環境等に十分配慮すること</p> <p>・相談援助の内容から、障害児を同席させることが望ましくない場合等、当該障害児の通所給付決定保護者のみを対象としても、障害児への療育に関する相談援助が可能な場合は、通所給付決定保護者のみ相談援助を行うことをもって算定できるものとする。なお、本加算は障害児に児童発達支援事業所において児童発達支援を行った日と異なる日に相談援助を実施した場合も算定できるものとする。ただし、当該障害児に児童発達支援を提供していない月においては算定できないものとする。</p>		
		(9) 医療連携体制加算	・一律単価であった加算額について、医療的ケアの単価を充実	<p>医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ当該看護職員が障害児に対して看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に評価を行うもの。</p>	<p>（一） 指定児童発達支援事業所等は、あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について医療機関等と委託契約を締結し、障害児に対する看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対する喀痰吸引等に係る指導に必要な費用を医療機関に支払うこととする。この支援は指定児童発達支援事業所等として行うものであるから当該障害児の主治医から看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導等に関する指示を受けること。この場合の指示については、障害児ごとに受けるとともに、その内容を書面で残すこと。なお、当該障害児主治医と十分に障害児に関する情報共有を行い、必要な指示を行うことができる場合に限り、当該障害児の主治医以外の医師の指示であっても差し支えない。</p> <p>（二） 看護の提供においては、当該障害児の主治医の指示の受けた具体的な看護内容等を個別支援計画等に記載すること。また、当該障害児の主治医に対し、定期的に医療的ケアの実施状況等を報告すること。</p> <p>（三） 看護職員の派遣については、同一法人内の他の施設に勤務する看護職員を活用する場合も可能であるが、他の事業所の配置基準を遵守した上で、医師の指示を受けて支援の提供を行うこと。</p> <p>（四） 看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導上必要となる衛生材料、医薬品等の費用は指定短期入所事業所等が負担するものとする。なお、医薬品等が医療保険の算定対象となる場合は、適正な診療報酬を請求すること。（「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」（平成18年3月31日保医発0331002号）を参照のこと。）</p> <p>（五） 通所報酬告示第1の10の医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅴ）について、看護職員1人が看護することが可能な障害児数は、以下のアからウにおいて取り扱うこと。</p> <p>ア 医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅲ）における取扱い</p> <p>医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅲ）を算定する利用者全体で8人を限度とする。</p> <p>イ 医療連携体制加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）における取扱い</p> <p>医療連携体制加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）を算定する障害児全体で8人を限度とする。</p> <p>ウ ア及びイの障害児数について、合算する必要はなく、それぞれについて8人を限度に算定可能であること。</p> <p>（六） 通所報酬告示第1の10の医療連携体制加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）における看護の提供時間は、看護職員の訪問時間を看護の提供時間として取り扱うものであり、また、この訪問時間については、連続した時間である必要はなく、1日における訪問時間を合算したものであること。</p> <p>（七） 通所報酬告示第1の1のイの(1)から(3)、1のロの(1)から(3)、1のハ、1のニの(1)の(ー)から(三)、1の二の(2)の(ー)から(三)、1のホを算定している障害児については、当該加算は算定できないものであること。</p>		
		(10) 個別サポート加算	・新たに創設 ★対象児は受給者証に記載されます。	<p>【個別サポート加算（Ⅰ）】</p> <p>著しく重度及び行動上の課題のあるケアニーズの高い障害児への支援を充実させる観点から、乳幼児等サポート調査表によるスコアを用いて判定した結果、一定の要件に該当する児童を受け入れたことを評価するもの。</p> <p>3歳未満：食事、排泄、入浴及び移動の項目で、全介助又は一部介助である項目が2以上</p> <p>3歳以上：以下の①及び②に該当すること</p> <p>①食事、排泄、入浴及び移動の項目で、全介助又は一部介助である項目が1以上</p> <p>②行動障害および精神症状の各項目で、ほぼ毎日（週5日以上）ある又は週に1回以上ある項目が1以上</p> <p>【個別サポート加算（Ⅱ）】</p> <p>通所報酬告示第1の9のロの個別サポート加算（Ⅱ）については、要保護児童又は要支援児童を受け入れた場合において、家庭との関わりや、心理的に不安定な児童へのケア、支援に必要な関係機関との連携が必要となることを考慮し、児童相談所や母子健康包括支援センター等の公的機関、要保護児童対策地域協議会、医師との連携を行う場合に評価を行うもの。</p> <p>ただし、これらの支援の必要性について、通所給付決定保護者に説明することが適当ではない場合があることから、本加算の趣旨等について理解した上で、本加算の算定について慎重に検討すること。</p>	<p>【個別サポート加算（Ⅱ）】について</p> <p>（一） 児童相談所や母子健康包括支援センター等の公的機関、要保護児童対策地域協議会又は医師（以下「連携先機関等」という。）と、障害児が要保護児童又は要支援児童であるとの認識や、障害児への支援の状況等を共有しつつ支援を行うこと。</p> <p>（二） 連携先機関等との（一）の共有は、年に1回以上行うこととし、その記録を文書で保管すること。なお、ここでいう文書は、連携先機関等が作成した文書又は児童発達支援事業所が作成した文書であって、連携先機関等と共有するなど、児童発達支援事業所と連携先機関等の双方で共有しているものであり、単に児童発達支援事業所において口頭でのやりとりをメモして保管しているだけの文書は対象とならない。</p> <p>（三） （一）のように、連携先機関等と障害児への支援の状況等について共有しながら支援をしていくことについて、児童発達支援計画に位置づけ、通所給付決定保護者の同意を得ること。</p> <p>（四） 市町村から、連携先機関等との連携や、障害児への支援の状況等について確認があったときは、当該状況等について回答するものとする。</p> <p>【※確認中※】</p> <p>「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号）厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）内において、個別サポート加算（Ⅰ）について4歳未満との記載がありましたので、現在厚生労働省へ確認中です。</p>		

■（障害児通所支援）令和3年度報酬改定に伴い新設、要件変更となった加算項目等一覧表（様式等変更を含む）

※加算の概要は、告示内容を抜粋して記載しているに留まるため、加算の算定に当たっては、告示及び留意事項通知を必ず確認の上、該当するか否かを判断してください。

はR3.4.15までに指導監査課へ提出が必要な加算です。

#	サービス種別	加算・減算項目名	変更ポイント	加算の概要等	左記内容における留意事項	必要書類	
						様式番号	書類名
2	放課後等デイサービス	(1) 基本報酬	・報酬区分の一部変更（区分1、2の廃止（サービス提供時間の区分は残る）） ★医療的ケア区分に該当する対象児は受給者証に記載されます。	放課後等デイサービス（非重心）において、看護職員を配置して医療的ケア児に医療的ケアを提供しつつサービスを提供したときに、医療的ケア児の医療的ケアの新判定スコアの点数に応じて段階的に評価を行う。 ・医療的ケア区分に非該当 ・新判定スコアが3～15点（医療的ケア区分1） ・新判定スコアが16～31点（医療的ケア区分2） ・新判定スコアが32点以上（医療的ケア区分3）	本表、児童発達支援の（1）を準用する。	○ 別紙3	放課後等デイサービスに係る報酬算定区分に関する届出書
		(2) 児童指導員等加配加算	・加算区分（Ⅱ）の廃止 →「専門的支援加算」に変更	常時見守りが必要な就学児に対する支援及びその就学児の保護者に対する支援方法の指導を行う等の支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員、児童指導員、手話通訳士、手話通訳者若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合	異なる職種により常勤換算で1名以上配置する場合の取扱いは本表、児童発達支援の（2）を準用する。	○ 別紙4	児童指導員等加配加算及び専門的支援加算に関する届出書
		(3) 専門的支援加算	・新たに創設 ※児童指導員等加配加算（Ⅱ）から移行	指定放課後等デイサービス事業所において、理学療法士等（保育士を除く。）による支援が必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等専門的支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な員数（児童指導員等加配加算を算定している場合は、当加算の算定に必要な従業者の員数を含む）に加え、理学療法士等（保育士を除く。）を1以上配置（常勤換算による算定）しているものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものである。	異なる職種により常勤換算で1名以上配置する場合の取扱いは本表、児童発達支援の（2）を準用する。 なお、児童指導員等加配加算（通所報酬告示第3の1の注7）の加算と異なり、本加算では、保育士を配置した場合は算定対象にならない点に留意されたい。 また、本加算は、通所支援計画を作成していない場合は算定できないこととする。	○ 別紙4	児童指導員等加配加算及び専門的支援加算に関する届出書
		(4) 看護職員加配加算	・加算区分（Ⅲ）の廃止 ・加算区分（Ⅰ）（Ⅱ）における加算要件の一部変更（対象要件の変更）	【加算区分（Ⅰ）】以下のいずれとも満たすこと ・主として重症心身障害児を通わせる放課後等デイサービスにあっては、指定通所基準に定める員数に加え、看護職員を1名以上配置し、障害児の医療的ケアに関する判定スコアの合計が40点以上である事業所において、障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合 ・医療的ケア児に対して支援を提供することができる旨をインターネット等の方法により公表していること 【加算区分（Ⅱ）】以下のいずれとも満たすこと ・主として重症心身障害児を通わせる放課後等デイサービスにあっては、指定通所基準に定める員数に加え、看護職員を2名以上配置し、障害児の医療的ケアに関する判定スコアの合計が72点以上である事業所において、障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合 ・医療的ケア児に対して支援を提供することができる旨をインターネット等の方法により公表していること	障害児の数の算出方法は本表、児童発達支援の（4）を準用する。	○ 別紙5	看護職員加配加算に関する届出書
		(5) 福祉専門職員配置等加算	・対象要件の変更 ※「障害福祉サービス経験者」を対象者から削除	【加算区分（Ⅰ）】 指定通所基準第5条若しくは第6条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は基準第54条の2第1号、第54条の3第2号若しくは第54条の4第4号の規定により置くべき従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が35/100以上である場合 【加算区分（Ⅱ）】 加算区分（Ⅰ）の要件のうち、資格を持つ者の割合が25/100以上である場合 【加算区分（Ⅲ）】 (1)基準第5条若しくは第6条の規定により置くべき児童指導員若しくは保育士として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている者の割合が75/100以上である場合 (2) ※変更なし		○ 別紙6	福祉専門職員配置等加算に関する届出書
		(6) 送迎加算	・対象要件の一部変更	【障害児（重症心身障害児を除く）に対して行う場合】 ※ 注1省略 注1の2 送迎加算（注1）及び医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定している指定放課後等デイサービス事業所において、喀痰吸引等が必要な障害児に対して看護職員を併い送迎を行う場合に算定を行うものであること。	本表、児童発達支援の（6）を準用する。	○ 別紙10	送迎加算に関する届出書（重症心身障害児）
		(7) 家庭連携加算	・回数の変更	本表、児童発達支援の（7）を準用する。	本表、児童発達支援の（7）を準用する。	○ -	送迎者一覧
		(8) 事業所内相談支援加算	・回数、対象要件の変更	本表、児童発達支援の（8）を準用する。	本表、児童発達支援の（8）を準用する。	○ -	
		(9) 医療連携体制加算	・一律単価であった加算額について、医療的ケアの単価を充実	本表、児童発達支援の（9）を準用する。	本表、児童発達支援の（9）を準用する。	○ -	
		(10) 欠席時対応加算	・欠席時対応加算（Ⅱ）を新設	短時間（30分以下）のサービス提供となった場合に算定を可能とするもの。	（一） 加算の算定に当たっては、就学児の当日の急病等、利用日の前日まで指定放課後等デイサービス事業所が把握できなかった事情により、利用を開始したものの、その利用を中止した場合について算定可能とする。 （二） 障害の特性から、30分を超えた利用ができない日があったとしても、それは、ここでいう急病等には該当しないものとする。そうした特性が頻繁に生じる就学児については、あらかじめ市町村に協議を行い、放課後等デイサービス計画に基づき、徐々に在所時間数を延ばす必要性を市町村が認めた上で、30分を超えて支援したときの報酬を請求すること。 （三） 本加算における30分以下とは、放課後等デイサービスの開始時間から、従業者による支援（急遽体調不良になった就学児が休憩しているときの見守り等を含む。）の終了時間までが30分以下であるものとする。 （四） 放課後等デイサービス計画に基づき、徐々に在所時間数を延ばす必要性を市町村が認めた就学児が、当日の急病等、利用日の前日まで指定放課後等デイサービス事業所が把握できなかった事情により、利用を開始したものの、その利用を中止した場合は、本加算を算定せず、基本報酬を算定するものとする。		
		(11) 個別サポート加算	・新たに創設 ★対象児は受給者証に記載されます。	【個別サポート加算（Ⅰ）】 著しく重度及び行動上の課題のあるケアニーズの高い障害児への支援を充実させる観点から、就学児サポート調査表を用いて判定した結果、一定の要件に該当する児童を受け入れたことを評価するもの。 【個別サポート加算（Ⅱ）】 本表、児童発達支援の（10）を準用する。	【個別サポート加算（Ⅱ）】については、本表、児童発達支援の（10）を準用する。		